

入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：令和6年1月12日)

開催日及び場所		令和5年12月6日(水曜日) 九州森林管理局4階 第1会議室		
委員		鹿瀬島 正剛 (弁護士) 諏佐 マリ (熊本大学法学部准教授) 村中 剛士 (公認会計士)		
審議対象期間		令和5年7月1日～令和5年9月30日		
審議対象案件		170件 うち、1者応札案件68件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件		
抽出案件		11件 うち、1者応札案件 8件 (抽出率6%) (抽出率12%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件 (抽出率%)		
抽出 案件 内 訳	工事	一般競争	2件 うち、1者応札案件 2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		指名競争	公募型指名競争	
			工事希望型競争	
			その他の指名競争	
		随意契約	1件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
	業務	一般競争	1件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		指名競争	公募型競争	
			簡易公募型競争	
			その他の指名競争	
		随意契約	公募型プロポーザル	
			簡易公募型プロポーザル	
			標準型プロポーザル	
			その他の随意契約	1件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
	物品・ 役務等	一般競争	4件 うち、1者応札案件 4件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		指名競争		
		随意契約(企画競争・公募)		
		随意契約(その他)	2件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
	(特記事項)		特になし	

	質問	回答
委員からの意見・質問 それに対する回答等	○抽出事業について	
	・No.1(南島原地区ストックポイント整備事業)について、ストックポイント事業とはどのようなものか。	・集材・搬出した木材を集積するスペースが近隣にない場合に、この事業により集積場所(ストックポイント)を整備するもので、集積する場所までの林道等の整備も含まれる。
	・森林整備事業を行う業者とは別の業者が受注し、先にストックポイントを整備した後に森林整備事業に入ることになるのか。	・最初に現地を踏査し、集積する箇所が無ければ前もって整備事業を行う。事業の途中で集積場所が不足する場合は、事業の途中で行うこともある。
	・No.4(奄美群島における治山工事の環境への影響調査業務及び治山実施設計業務)について、入札方式発注事業一覧表の「特別な競争参加資格」の欄は、応札者が1者の場合自動的に記載されるものか。	・一覧表作成担当者により入力しており、林野庁の様式に合わせ1者応札の場合のみ記載するもので、応札者が複数の場合は記載していない。なお、工事や調査については、品質確保等の観点から入札参加資格を設けている。
	・この業務は、奄美群島を対象としたもので、離島でもあり入札に参加する業者が少ないと考えるが、等級をA・B等級にした理由は何か。	・等級については、規定に基づき予定価格の額により決定するもので、今回は金額が大きくA等級の業務となり、参加資格を下位のB等級まで広げて発注したもの。
	・No.5(林道災害調査業務)について、説明資料に「災害復旧調査業務の委託対象者選定結果」があるが、委託対象者の選定は毎年行っているのか。	・その通り。年度当初に当該年度における、災害復旧調査の委託対象者を募集している。
	・4つ事業がある中で、同じ業者が掲載されているが、これは業者からの希望により選定しているのか。また、地すべり災害の事業で、選定結果が×になっている業者が1つあるがその理由は何か。	・各業者から、それぞれの事業ごとに定められた申請書類の提出があり、事業ごとに提出された申請書類の審査を行い選定している。×となった理由は、技術者が少ない等の実行体制の理由から×となった。
	・入札参加者がいない場合に、リストの業者に実施をお願いするものなのか。	・災害が起きた場合に対応していただくという了解のもとで、公募を行っており、実施にあたっては見積りを徴収し、予定価格の範囲内かつ最低価格を提示した業者と契約している。
	・対象者リストに入っていない場合でも入札に参加できるのか。	・この業務は災害に限定しており、通常の工事にはこのようなリストはない。通常の一般競争入札では誰でも参加できるが、入札を行う場合、1ヵ月程の期間を要し、早急に対応する必要がある災害の場合、できるだけ期間を短くするためにこのようなリストを作成し対応している。
	・入札が想定されていない事業ということか。	・その通り。あらかじめ公募で委託対象者をリストアップし、早急に事業を進めるということである。
・何をもって災害とするのか、災害の定義とは何か。地すべりなどはある程度時間が経過し起きるものだが、その場合も一連の災害として捉えるのか。	・山腹崩壊等の災害が署等から上申され、被害状況等を精査したうえで決定するものであり、上申の際には新聞等での報道情報も資料として必要になる。	
・災害に該当するかどうかにより、緊急性が変わってくるのか。	・特に、国有林と民有林の境での山腹崩壊や、近隣に民家等があるなどの場合には、優先順位が高くなる。林道については各事業にも影響が出てくるため、事業量の多いところは優先順位が高くなる。	
・災害復旧調査業務は国有林だけが対象なのか、民有林も対象になるのか。また、民有林を調査することはないのか。	・基本的には国有林が対象となり、民有林は県が対応する。九州北部豪雨等の大規模な災害が起きた場合には、民有林でも国が調査することはある。	
・国有林と民有林の境で災害が起きた場合、場所によっては国の事業は進むが、もう片方は放置されるということもあるのか。	・県も対応はすると思うが、発注期間の違いによりそのようなことはあり得るかもしれない。大規模な災害で、半分が国有林、半分が民有林という場合には、県と合同で災害申請を行い国で予算を確保し、一括して国が工事を行い、完了後に県から工事費用を徴収する場合もある。	

	<p>・No.6-1(尾上ヶ林国有林森林整備事業)、6-2(瓶台国有林森林整備事業)について、説明にあったが、林道は10t車が通行可能、民地は4t車限定となっているが、民地の道幅が狭い部分を拡張することはあるのか。</p> <p>・No.8(道原山国有林森林整備事業)について、3回の入札が不落となり、入札価格と予定価格の差が少額だったことから不落・不調随契になったとあるが、再度入札か不落随契かどちらにするのかはどのように決めているのか。判断基準があるのか。</p> <p>・No.9(令和5年度埋設農薬の掘削処理に関する事業)について、農薬の埋設箇所は公表されているのか。</p> <p>・風評被害等があるからという理由で、公表されないというのはどうなのか。</p> <p>・予算が付かなければ途中で調査を終了ということになるのか。</p> <p>・最近になって適切に管理しておかなければならないとなったのか。</p> <p>・最終の処理手段は決まっているということか。</p> <p>・No.10(林産物販売委託業務)について、林産物販売委託業務の落札率が100%となっているのはなぜか。</p> <p>・選定市場一覧表の中の17社の中から、効率よく運ぶために現場から1番近い業者を選んでいるということか。</p> <p>・最終的には収入金額が高くなるような業者を選定しているということか。</p>	<p>・民地の部分は広げることができないことから、4t車限定であれば4t車で走行する。民地の部分は4t車を使用し、その後、大型トレーラー等に積み替えて運送という形になる。</p> <p>・最終的には署長等判断となる。</p> <p>・風評被害等もあるため、基本的に公表はしていない。</p> <p>・埋設地は、埋設箇所の周囲を柵等で囲み、入林禁止の措置をとっている。埋設地を公表した場合、埋設箇所の表層土が攪乱される恐れがあり、適正な管理に支障が生じることから公表していない。 なお、埋設箇所区域については、年2回職員等による点検及び台風等における臨時点検を行い、関係市町村には点検結果を報告している。これまで異常などは発生していない。</p> <p>・随時予算を確保しながら、最終的には撤去という方向性で事業を進めている。</p> <p>・埋設時には無害化処理技術がなかったことから、林野庁において処理方法等の検討がおこなわれ、薬剤購入業者に引き取ってもらい対処できたもの以外に関しては、当時の「毒物及び劇物取締法」の定める処分方法に基づき国有林野内で管理することとされ、埋設処理等を行い年2回の点検等を行っている。 しかし、現在異常気象下等による災害の発生などから、林野庁で再度協議され、ダイオキシン類の無害化処理が可能となったことから、埋設物の撤去・処理をする方向性で動いているということになる。</p> <p>・その通りである。1000℃以上で高熱処理等を行い無害化するということになる。</p> <p>・競争入札でいう落札率100%ではない。局において年度当初公募して選定市場を決定し、選定された市場の中から、販売力・コスト等(現場に一番近い市場、集客力等)を総合勘案し、市場を決定する。決定した市場には手数料(販売結果に基づく)、輸送費及び極積量の経費を支払うところから、契約金額がこの資料において100%となっているところ。</p> <p>・その通り。各署において業者を選定し、局に上申するという形になる。</p> <p>・その通り。</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容[これらに対し部局長が講じた措置]</p>	<p>特になし</p>	

事務局:九州森林管理局企画調整課

(注1)必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。)をいう。